

2018/01/29 15:07 現在の情報です。

大阪市西区西本町一丁目4番1号  
テックビューロ株式会社

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
| 会社法人等番号              | 1200-01-184556   |   |
| 商号                   | テックビューロ株式会社  |   |
| 本店                   | 大阪市西区西本町一丁目4番1号  |   |
| 公告をする方法              | 宜報に掲載してする。   |   |
|                      | 電子公告により行う。<br>http://techbureau.jp/<br>ただし、事故その他やむを得ない事由によって<br>電子公告による公告をすることができない場合<br>は、官報に掲載する方法により行う。   | 平成29年12月15日変更<br>-----<br>平成30年 1月 9日登記 |
| 会社成立の年月日             | 平成26年6月16日   |   |
| 目的                   | 1. コンピュータソフトウェアの開発、研究開発、受託開発<br>2. コンピュータハードウェアの開発、研究開発、受託開発<br>3. 商品・サービスの受託開発<br>4. 技術・商品・サービス開発のコンサルティング<br>5. 技術・サービスの輸入、渉外交渉、取次<br>6. 技術のライセンスの管理、供与、売買、貸与、仲介、斡旋<br>7. 前各号に付帯する一切の業務  |   |
|                      | 1. コンピュータソフトウェアの開発、研究開発、受託開発<br>2. コンピュータハードウェアの開発、研究開発、受託開発<br>3. 商品・サービスの受託開発<br>4. 技術・商品・サービス開発のコンサルティング<br>5. 技術・サービスの輸入、渉外交渉、取次<br>6. 技術のライセンスの管理、供与、売買、貸与、仲介、斡旋<br>7. 仮想通貨交換業<br>8. 前各号に付帯する一切の業務<br>平成29年 8月31日変更 平成29年 9月26日登記 |   |
| 発行可能株式総数             | 1万株  |   |
|                      | 10万株   | 平成28年 1月 3日変更<br>-----<br>平成28年 7月26日登記 |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数 | 発行済株式の総数<br>100株   |   |
|                      | 発行済株式の総数<br>5000株  | 平成26年12月20日変更<br>-----<br>平成27年 1月 6日登記 |
|                      | 発行済株式の総数<br>5076株  | 平成26年12月26日変更<br>-----<br>平成27年 1月13日登記 |
|                      | 発行済株式の総数<br>6076株  | 平成26年12月29日変更<br>-----<br>平成27年 3月13日登記 |
|                      | 発行済株式の総数<br>6520株<br>各種の株式の数<br>普通株式 6076株<br>A種優先株式 444株  | 平成28年 1月15日変更<br>-----<br>平成28年 7月26日登記 |
|                      | 発行済株式の総数<br>7674株<br>各種の株式の数<br>普通株式 6076株<br>A種優先株式 1598株   | 平成28年 5月31日変更<br>-----<br>平成28年 7月26日登記 |
|                      | 発行済株式の総数<br>8589株<br>各種の株式の数<br>普通株式 6076株<br>A種優先株式 1598株   | 平成29年 8月31日変更<br>-----                  |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       | B種優先株式 915株   | 平成29年 9月26日登記   |
|       | 発行済株式の総数<br>8639株<br>各種の株式の数<br>普通株式 6076株<br>A種優先株式 1598株<br>B種優先株式 965株 | 平成29年10月31日変更<br>-----<br>平成29年11月14日登記   |
| 資本金の額 | 金100万円  |   |
|       | 金1103万2000円   | 平成26年12月26日変更<br>-----<br>平成27年 1月13日登記   |
|       | 金6103万2000円   | 平成26年12月29日変更<br>-----<br>平成27年 3月13日登記   |
|       | 金1億6093万2000円   | 平成28年 1月15日変更<br>-----<br>平成28年 7月26日登記   |
|       | 金4億2058万2000円   | 平成28年 5月31日変更<br>-----<br>平成28年 7月26日登記   |
|       | 金12億2120万7000円  | 平成29年 8月31日変更<br>-----<br>平成29年 9月26日登記   |
|       | 金12億6495万7000円  | 平成29年10月31日変更<br>-----<br>平成29年11月14日登記   |
|       | 発行可能種類株式<br>総数及び発行する<br>各種の株式の内容  | 普通株式 9万6666株<br>A種優先株式 3334株<br>1 剰余金の配当<br>当社は、定款に定める剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位で、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当額に、その時点においてA種優先株式を当社が取得した場合にこれと引換えに交付される普通株式の数の割合（小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入して得られる割合とし、以下「A種転換比率」という。）を乗じた額（1円未満切り捨て）に相当する配当金を支払う。<br>2 残余財産の分配<br>1. 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたり金450,000円及び未払配当金相当額を分配する。（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）<br>2. 分配可能な財産の額がA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して前項により支払われるべき満額に不足する場合、分配可能な財産の全額につき、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、前項に従いその全額の分配が行われたものと仮定した場合に分配を受けることができたであろう額に応じて、残余財産を按分して受領するものとする。<br>3. 全てのA種優先残余財産分配額の分配が行われた後、なお分配可能な残余財産が存する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額にA種転換比率を乗じた額（1円未満切り捨て）に相当する額の残余財産の分配を受ける。<br>3 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等<br>1. 当社は、株式の分割又は併合をするときは、普通株式及び優先株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれを行う。<br>2. 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。<br>3. 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、優先株主には当該優先株式の株式無償割当て又は当該優先株式を目的とする新株予約権の |

新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

#### 4 普通株式への転換請求権

1. 優先株主は、法令に従い、当会社に対して、第2項に定める数の普通株式（以下「転換対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、優先株主が取得の請求をした優先株式を取得するのと引換えに、転換対象普通株式を、当該優先株主に対して交付する。
2. 優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、優先株主が取得の請求をした優先株式の払込金額の総額（但し、当該優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）を取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。
3. 優先株式の取得価額は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得価額は、当初450,000円とする。

4. 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- (1) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。）

- (2) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (3) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下第(5)号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、会社分割その他の買収又は組織再編による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数）} + \frac{\text{（新たに発行する普通株式の数）} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{当会社が保有する普通株式の数}}}{\text{（発行済普通株式の数）} + \frac{\text{（新たに発行する普通株式の数）}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{当会社が保有する普通株式の数}}}$$

調整後取得額の計算に際しては、新株予約権については新株予約権の行使、転換権付株式については転換権の行使、転換権付株式に係る新株予約権については新株予約権及び転換権の行使により発行される普通株式の最大数（関連する証券につき事後的な調整が行われないものと仮定したものとする）が、払込期日又は株主割当日において発行されたものとみなして計算するものとする。

- (4) 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本号において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、

これを適用する。

(5) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本号による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の役員又はアドバイザーに対して発行される新株予約権については、その目的とする普通株式の総数（発行された新株予約権の行使により発行された普通株式を含む累計とする。）が、1,215株に至るまで（但し、行使期間満了等により失効し又は当会社が無償取得した新株予約権が目的とする株式を含まないものとする。）適用されないものとする。

5. 前項に掲げる取得価額の調整は、以下の場合には行われえないものとする。

(1) 金融商品取引法又はこれと同等の外国の法令にしたがった登録による公募に際して普通株式、転換権付株式又は新株予約権が発行される場合

(2) 合併、他の事業体のすべてもしくは実質的にすべての資産の譲受けもしくははその他の組織再編行為により当会社が他の会社を買収するに際して、又は合併契約に際して、普通株式、転換権付株式又は新株予約権を発行することにつき取締役会の承認がある場合

(3) 銀行、リース会社、不動産賃貸業者、金融機関その他金銭の貸付けに従事する事業者、商業リース又は不動産賃貸取引に際して、普通株式、転換権付株式又は新株予約権を発行することにつき取締役会の承認がある場合

(4) 紛争、訴訟その他の法的手続きに関して、普通株式、転換権付株式又は新株予約権を発行することにつき取締役会の承認がある場合

(5) 助成金付研究、協働、技術ライセンス、開発、OEM、マーケティングその他これに類する契約又は戦略的提携に際して、普通株式、転換権付株式又は新株予約権を発行することにつき取締役会の承認がある場合

(6) 発行済優先株式の過半数を保有する優先株主が調整を要しないことに承諾した場合

6. 4第4項に掲げた事由によるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は優先株主及び優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

(1) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(2) 4第4項第(4)号に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。

(3) 4第5項第(5)号に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。

(4) その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。但し、本号による調整は前項各号のいずれかが生じていることを理由としては行うことができない。

7. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

8. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

9. 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに優先株主又は優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

10. 取得価額は、稀釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

## 5 強制転換

1. 当会社は、(i) 当会社の普通株式を日本の金融商品取引所もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場し、又は、日本の店頭売買有価証券市場もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録することを決定した場合、又は(ii) その時点の発行済優先株式の過半数を保有する優先株主の同意を得た場合、当会社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかった優先株式をすべて取得することができるものとし、当会社はかかる優先株式を取得するのと引換えに、かかる優先株式の払込金額（但し、優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）をその時点における当該優先株式の取得価額で除して得られる数の普通株式を、

各当該優先株式を保有する優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。但し、優先株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当該上場又は登録が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に本号に基づく強制取得を受けた優先株主が書面により要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

6 事業譲渡又は会社分割

1. A種優先株主は、当会社が、吸収分割又は新設分割により当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させ、又は当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合（以下「事業譲渡等」と総称する。）、法令に従い、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「みなし清算請求」という。）することができるものとする。
2. みなし清算請求においてA種優先株式の当会社による取得と引換えにA種優先株主が交付を請求することができる金銭の額は、A種優先株式1株あたり、A種優先残余財産分配額（但し、その時点において当会社が解散し清算されたものと仮定した場合におけるA種優先株式1株あたりの分配額がA種優先残余財産分配額を上回る場合には、当該額）とする。但し、吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当会社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額、又は事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当会社に支払う金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、その時点のA種優先残余財産分配額に発行済A種優先株式の数を乗じた金額に満たない場合には、各A種優先株主が受領することができる金銭の額は、分割等対価額の全額につき、各A種優先株主がそれぞれ自ら受け取るべき額全額の分配が受けられたものと仮定した場合に受領する額に応じて、分割等対価額を按分して受領するものとする。
3. A種優先株主は、事業譲渡等の効力発生日後、いつでも当会社に対してみなし清算請求ができるものとする。但し、当会社が事業譲渡等の効力発生日から1週間を経過した日（以下「初回みなし清算実行日」という。）までにされたA種優先株主からのみなし清算請求は、全て初回みなし清算実行日にみなし清算請求がされたものとみなして取り扱うものとする。
4. みなし清算請求がなされた日における分配可能額を超えて当該請求がなされた場合又は複数のA種優先株主から同一日付でみなし清算請求がなされた場合、当会社が取得すべきA種優先株式は、当該請求がなされた優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により取締役会において決定する。

7 合併、株式交換又は株式移転

1. 当会社は、当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当会社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転（以下「合併等」と総称する。）をするときは、合併等に係る効力発生日において、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配額に相当する存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）を割当てる。
2. 割当株式等の総額がA種優先残余財産分配額に足りない場合、割当株式等は、各A種優先株主又はA種優先登録株式質権者がそれぞれ自ら受け取るべき額全額の分配が受けられたものと仮定した場合に受領する額に応じて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の間で按分して割り当てられるものとする。
3. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して全ての優先割当がされた後に、なお当会社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、これらの割当株式等は、普通株主又は普通優先登録質権者に対し、その保有する株式の数に応じて比例的に割り当てられるものとする。

8 種類株主総会

すべての種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

平成28年 1月 3日変更 平成28年 7月26日登記

普通株式 9万5266株  
A種優先株式 3334株  
B種優先株式 1400株

1 剰余金の配当

当会社は、定款に定める剰余金の配当をするときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、及びA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位で、優先株式1株につき、それぞれ以下の額に相当する配当金を支払う。

A種優先株式：普通株式1株に対する剰余金の配当額に、その時点においてA種優先株式を当会社が取得した場合にこれと引換えに交付される普通株式の数の割合（小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入して得られる割合とし、以下「A種転換比率」という。）を乗じた額（1円未満切り捨て）

B種優先株式：普通株式1株に対する剰余金の配当額に、その時点においてB種優先株式を当会社が取得した場合にこれと引換えに

交付される普通株式の数の割合（小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入して得られる割合とし、以下「B種転換比率」という。）を乗じた額（1円未満切り捨て）

2 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者、及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたり金1,750,000円及び未払配当金相当額を分配する。（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「B種優先残余財産分配額」という。）
2. 分配可能な財産の額がB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して前項により支払われるべき満額に不足する場合、分配可能な財産の全額につき、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、前項に従いその全額の分配が行われたものと仮定した場合に分配を受けることができたであろう額に応じて、残余財産を按分して受領するものとする。
3. 全てのB種優先残余財産分配額の分配が行われた後、なお分配可能な残余財産が存する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたり金450,000円及び未払配当金相当額を分配する。（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）
4. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配可能な財産の額が前項により支払われるべき満額に不足する場合、分配可能な財産の全額につき、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、前項に従いその全額の分配が行われたものと仮定した場合に分配を受けることができたであろう額に応じて、残余財産を按分して受領するものとする。
5. 全てのA種優先残余財産分配額の分配が行われた後、なお分配可能な残余財産が存する場合、優先株主又は優先登録株式質権者は、それぞれ保有する優先株式の種類に応じて、優先株式1株あたり、同順位で以下の額に相当する残余財産の分配を受ける。  
A種優先株式：普通株式1株当たりの残余財産分配額にA種転換比率を乗じた額（1円未満切り捨て）  
B種優先株式：普通株式1株当たりの残余財産分配額にB種転換比率を乗じた額（1円未満切り捨て）

3 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

1. 当社は、株式の分割又は併合をするときは、普通株式及び優先株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
3. 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、優先株主には当該優先株式の株式無償割当て又は当該優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

4 普通株式への転換請求権

1. 優先株主は、法令に従い、当社に対して、第2項に定める数の普通株式（以下「転換対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、優先株主が取得の請求をした優先株式を取得するのと引換えに、転換対象普通株式を、当該優先株主に対して交付する。
2. 優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、優先株主が取得の請求をした優先株式の払込金額の総額（但し、当該優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）を取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。
3. 優先株式の取得価額は以下のとおりとする。
  - (1) A種優先株式の取得価額は、当初450,000円とする。
  - (2) B種優先株式の取得価額は、当初1,750,000円とする。
4. 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
  - (1) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (2) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (3) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下第(5)号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、会社分割その他の買収又は組織再編による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当会社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{（新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたりの払込金額）}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

調整後取得額の計算に際しては、新株予約権については新株予約権の行使、転換権付株式については転換権の行使、転換権付株式に係る新株予約権については新株予約権及び転換権の行使により発行される普通株式の最大数（関連する証券につき事後的な調整が行われないものと仮定したものとす）が、払込期日又は株主割当日において発行されたものとみなして計算するものとする。

- (4) 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本号において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- (5) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本号による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の役員又はアドバイザーに対して発行される新株予約権については、その目的とする普通株式の総数（発行された新株予約権の行使により発行された普通株式を含む累計とする。）が、1,215株に至るまで（但し、行使期間満了等により失効し又は当会社が無償取得した新株予約権が目的とする株式を含まないものとする。）適用されないものとする。

5. 前項に掲げる取得価額の調整は、以下の場合には行われないものとする。

- (1) 金融商品取引法又はこれと同等の外国の法令にしたがった登録による公募に際して普通株式、転換権付株式又は新株予約権が発行される場合  
 (2) 合併、他の事業体のすべてもしくは実質的にすべての資産の譲受けもしくははその他の組織再編行為により当会社が他の会社を買収するに際して、又は合併契約に際して、普通株式、転換権付株式又は新株予約権を発行することにつき取締役会の承認がある場合  
 (3) 銀行、リース会社、不動産賃貸業者、金融機関その他金銭の貸付けに従事する事業者、商業リース又は不動産賃貸取引に際して、普通株式、

転換権付株式又は新株予約権を発行することにつき取締役会の承認がある場合

- (4) 紛争、訴訟その他の法的手続きに関して、普通株式、転換権付株式又は新株予約権を発行することにつき取締役会の承認がある場合
- (5) 助成金付研究、協働、技術ライセンス、開発、OEM、マーケティングその他これに類する契約又は戦略的提携に際して、普通株式、転換権付株式又は新株予約権を発行することにつき取締役会の承認がある場合
- (6) 発行済優先株式の過半数を保有する優先株主が調整を要しないことに承諾した場合

6. 4第4項に掲げた事由によるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は優先株主及び優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他の必要な事項を通知し、取得価額の調整を適切に行う。

- (1) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - (2) 4第4項第(4)号に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。
  - (3) 4第5項第(5)号に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。
  - (4) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。但し、本号による調整は前項各号のいずれかが生じていることを理由としては行うことができない。
7. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
8. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
9. 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに優先株主又は優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要な事項を通知しなくてはならない。
10. 取得価額は、稀釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

#### 5 強制転換

当社は、(i) 当社の普通株式を日本の金融商品取引所もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものの上場し、又は、日本の店頭売買有価証券市場もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録することを決定した場合、又は(ii) その時点の発行済優先株式の過半数を保有する優先株主の同意を得た場合、当社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかった優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかる優先株式を取得するのと引換えに、かかる優先株式の払込金額(但し、優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。)をその時点における当該優先株式の取得価額で除して得られる数の普通株式を、各当該優先株式を保有する優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。但し、優先株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当該上場又は登録が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に本号に基づく強制取得を受けた優先株主が書面により要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

#### 6 事業譲渡又は会社分割

1. 優先株主は、当社が、吸収分割又は新設分割により当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させ、又は当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合(以下「事業譲渡等」と総称する。)、法令に従い、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「みなし清算請求」という。)することができるものとする。
2. みなし清算請求において優先株式の当社による取得と引換えに優先株主が交付を請求することができる金銭の額は、優先株式1株あたり、それぞれその種類に応じて以下の価額に相当する額とする。
  - A種優先株式：A種優先残余財産分配額(但し、その時点において当社が解散し清算されたものと仮定した場合におけるA種優先株式1株あたりの分配額がA種優先残余財産分配額を上回る場合には、当該額)
  - B種優先株式：B種優先残余財産分配額(但し、その時点において当社が解散し清算されたものと仮定した場合におけるB種優先株式1株あたりの分配額がA種優先残余財産分配額を上回る場合には、当該額)
3. 前項にかかわらず、吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額、又は事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当社に支払う金額(以下「分割等対価額」と総称する。)が、その時点のB種優先残余



|               |   |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |
|---------------|---|-----------|--|-----------|--|--|---------------|--|---------------|-----------|---------------|--|---------------|
|               | <p>財産分配額に発行済B種優先株式の数を乗じた金額に満たない場合には、各B種優先株主が受領することができる金額は、分割等対価額の全額につき、各B種優先株主がそれぞれ自ら受け取るべき額全額の分配が受けられたものと仮定した場合に受領する額に応じて、分割等対価額を按分した額とし、この場合、A種優先株主が受領することができる額は零とする。</p> <p>4. 第2項の規定にかかわらず、分割等対価額がその時点のB種優先株主の財産分配額に発行済B種優先株式の数を乗じた金額に、A種優先株主の財産分配額に発行済A種優先株式の数を乗じた金額を加算した額に満たない場合には、各A種優先株主が受領することができる金額は、分割等対価額からB種優先株主の財産分配額に発行済B種優先株式の数を乗じた金額を控除した額を、各A種優先株主がそれぞれ自ら受け取るべき額全額の分配が受けられたものと仮定した場合に受領する額に応じて按分した額とする。</p> <p>5. 優先株主は、事業譲渡等の効力発生日後、いつでも当社に対してのみなし清算請求ができるものとする。但し、当社が事業譲渡等の効力発生日から1週間を経過した日（以下「初回みなし清算実行日」という。）までにされた優先株主からのみなし清算請求は、全て初回みなし清算実行日にみなし清算請求がされたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>6. 前項にかかわらず、みなし清算請求がなされた日における分配可能額を超えて当該請求がなされた場合、初回みなし清算実行日にみなし清算請求がなされたものとみなされる株式は、B種優先株式とし、B種優先株式1株につきB種優先株主の財産分配額に相当する金額の交付が可能な場合に限り、A種優先株式につきみなし清算請求がなされたものとみなされるものとする。この場合において、当社が取得すべきそれぞれの種類の優先株式は、当該請求がなされた優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により取締役会において決定する。</p> <p>7 合併、株式交換又は株式移転</p> <p>1. 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転（以下「合併等」と総称する。）をするときは、合併等に係る効力発生日において、普通株主もしくは普通登録株式質権者又はA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株主の財産分配額に相当する存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）を割当てる。</p> <p>2. 割当株式等の総額がB種優先株主の財産分配額に発行済B種優先株式の数を乗じた金額に足りない場合、割当株式等は、各B種優先株主又はB種優先株主の財産分配額に発行済B種優先株式の数を乗じた金額の分配が受けられたものと仮定した場合に受領する額に応じて、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の間で按分して割り当てられるものとする。</p> <p>3. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して全ての優先割当がされた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、普通株主もしくは普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主の財産分配額に相当する割当株式等を割当てる。</p> <p>4. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に割り当てることができる割当株式等の総額がA種優先株主の財産分配額に発行済A種優先株式の数を乗じた金額に足りない場合、当該割当株式等は、各A種優先株主又はA種優先株主の財産分配額に発行済A種優先株式の数を乗じた金額の分配が受けられたものと仮定した場合に受領する額に応じて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の間で按分して割り当てられるものとする。</p> <p>5. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して全ての優先割当がされた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、優先株主又は優先登録株式質権者は、優先株式の種類に応じて、優先株式1株あたり、同順位で以下の額に相当する割当株式等の割当てを受ける。<br/> A種優先株式：普通株式1株に対して割り当てられる割当株式等の額にA種転換比率を乗じた額（1円未満切り捨て）<br/> B種優先株式：普通株式1株に対して割り当てられる割当株式等の額にB種転換比率を乗じた額（1円未満切り捨て）</p> <p>8 種類株主総会<br/> すべての種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。<br/> 平成29年 8月31日変更 平成29年 9月26日登記</p> |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。   |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |
| 役員に関する事項      | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 1803 1061 1848">取締役 朝山 貴生</td> <td data-bbox="1061 1803 1436 1848"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1848 1061 1892">取締役 朝山 道央</td> <td data-bbox="1061 1848 1436 1892"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1892 1061 1937"></td> <td data-bbox="1061 1892 1436 1937">平成27年10月10日辞任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1937 1061 1982"></td> <td data-bbox="1061 1937 1436 1982">平成27年10月27日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1982 1061 2027">取締役 細井 良祐</td> <td data-bbox="1061 1982 1436 2027">平成27年11月 1日就任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 2027 1061 2116"></td> <td data-bbox="1061 2027 1436 2116">平成28年 7月 6日登記</td> </tr> </table>  | 取締役 朝山 貴生 |  | 取締役 朝山 道央 |  |  | 平成27年10月10日辞任 |  | 平成27年10月27日登記 | 取締役 細井 良祐 | 平成27年11月 1日就任 |  | 平成28年 7月 6日登記 |
| 取締役 朝山 貴生     |   |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |
| 取締役 朝山 道央     |   |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |
|               | 平成27年10月10日辞任   |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |
|               | 平成27年10月27日登記   |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |
| 取締役 細井 良祐     | 平成27年11月 1日就任   |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |
|               | 平成28年 7月 6日登記   |           |  |           |  |  |               |  |               |           |               |  |               |

|                             |  |               |               |
|-----------------------------|--|---------------|---------------|
|                             | 取締役 福永 充利  | 平成27年11月 1日就任 |               |
|                             |  | 平成28年 7月 6日登記 |               |
|                             | 兵庫県伊丹市松ヶ丘四丁目65番地<br>代表取締役 朝山 貴生  |               |               |
|                             | 監査役 松岡 繁郎  | 平成27年11月 1日就任 |               |
|                             |  | 平成28年 7月 6日登記 |               |
| 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定      | <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成27年11月 1日設定 平成28年 7月 6日登記</p> |               |               |
| 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定 | <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に同法第423条第1項に規定する非業務執行取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>平成27年11月 1日設定 平成28年 7月 6日登記</p>        |               |               |
| 取締役会設置会社に関する事項              | 取締役会設置会社   | 平成27年11月 1日設置 | 平成28年 7月 6日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項               | 監査役設置会社  | 平成27年11月 1日設置 | 平成28年 7月 6日登記 |
| 登記記録に関する事項                  | 設立   |               | 平成26年 6月16日登記 |

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。